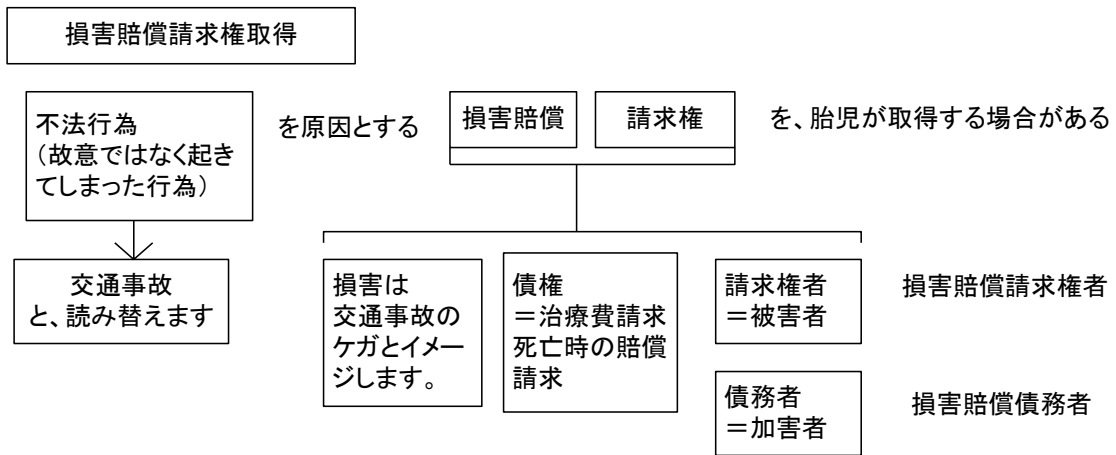


民法を勉強するとき、一番最初に、権利能力は出生と同時に取得する、と学びます。  
ところが、これも「常に」出生と同時にではなく、体内で胎児が権利能力を取得する権利があります。  
「損害賠償請求権」「相続」「遺贈」の権利です。  
「不法行為を原因とする損害賠償請求権は、胎児が取得する場合があります。」宅建の試験問題の文章です。  
どのようにイメージするか???について、お話します。



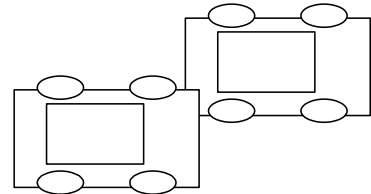
Aさん夫婦  
奥さんの実家で、出産をするため、帰省中  
高速道路で追突され、死亡してしまいます。

奇跡的に、病院で、胎児は生まれた。

損害賠償の請求権者は、一番はAさん夫婦である。

損害賠償請求権の発生時は、事故の瞬間に発生する。  
が、Aさん夫婦は危篤状態。

それで、胎児がAさん夫婦に代わって、胎児の状態で  
損害賠償請求権を取得した後、生まれ出た。 と解釈する。



### 相続

Aさんが、交通事故で死亡しました。  
Aさんには、妻とまだ胎児の6ヶ月の子がいます。  
Aさんが、死亡すると、妻と胎児が相続人になります。

### 遺贈

Aさんの父が、Aさんのこれから生まれてくる子供に財産を残したいと考えています。  
Aさんの父にとっては、胎児はかわいい孫です。  
Aさんの父が死ぬとAさんは相続人として財産を相続しますが、孫は相続人ではありません。相続人以外の人に財産を相続させるのが遺贈です。  
Aさんの父は、遺言書で、孫に別荘地を譲ると書きました。  
Aさんの父が死ぬと、胎児が遺贈の受託者となります。